

令和5年度鳥取県男女共同参画センター 会計年度任用職員（相談員：センター）採用随時試験募集案内

◆鳥取県男女共同参画センター◆

〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5（倉吉未来中心1階）

電話(0858)23-3901 <https://www.pref.tottori.lg.jp/yorinsai/>

1 受付期間・試験日時・試験会場

受付期間	随時 ◎持参又は郵送によりお申込みください。 ◎持参による場合の受付時間 午前9時～午後5時15分 (月曜日は休館日のため受け付けておりません。) ◎郵送の場合は封筒の表に「受験申込」と朱書きで表記し、簡易書留としてください。
試験日時	受験票に記載する日時 ※応募受付後、試験日程等を調整させていただきます。
試験会場	倉吉未来中心内 鳥取県男女共同参画センター よりん彩 (倉吉市駄経寺町212-5)

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

募集職種	会計年度任用職員（相談員：センター）
採用予定者数	1名
職務内容	男女共同参画の視点を持って、県民からの多岐にわたる相談を電話・面接により対応する業務 ①男女共同参画に関する相談業務 ・相談内容の聴き取り、相談内容についての問題整理 ・相談者の意向に基づく様々な助言、問題解決のための専門機関や施策に関する情報提供 ・専門機関への引き継ぎ 等 ②鳥取県男女共同参画推進条例第18条に基づく知事への申出の聴き取り ③相談の総括業務 ・他の相談員へのアドバイス ・専門相談に関する事務 ・相談の傾向と課題の整理 ・相談員の資質向上支援 ・相談業務に基づく啓発活動
配属先	主として、鳥取県男女共同参画センター センター相談室 (倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心1階)

<求める人材>

男女共同参画の視点に立って県民からの相談に熱意と見識をもって当たることができる者

3 受験資格

(1) 次のいずれにも該当する者

- ① 学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する学科を卒業した者又は社会福祉法に定める社会福祉主事任用資格を有する者
- ② 婦人相談員、家庭相談員若しくは男女共同参画社会の実現を目的とした相談やこれに関連する相談機関で相談員として従事した者又はこれらに相当する相談業務に3年以上従事した者

(2) 年齢、性別を問いません。

(3) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

(4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和3年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試験種目	配点	内容	試験時間
作文試験 (60分)	30点	必要な知識等を確認するためのもの	午前10時～午前11時
面接試験 (15分程度)	70点	個別面接による人物についての口述試験	作文試験終了後、順次実施

5 任用期間

採用の日～令和6年3月31日(予定)

※採用の日は令和5年4月1日以降で、試験日程等により決定します。

6 勤務条件(予定)

給与	<p>○報酬 日額 10,500円 ※上記金額は、現段階における予定額です。 採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。(以下の項目も同様)</p> <p>○期末手当 期末手当基礎額(報酬の月額相当額) 2.06月分 (6月期:1.03月分・12月期 1.03月分) ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例:令和5年4月1日採用の場合の割合 6月期:100分の30 12月期:100分の100)</p> <p>○費用弁償(通勤手当) 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。(届出のあった翌月から支給) 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します。</p>
福利	健康保険(地方公務員共済)、厚生年金保険、雇用保険対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇(最大1年間に10日)が付与されます。 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日 及び 勤務時間	1ヵ月17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※勤務日及び勤務時間は事前に作成する勤務表により指定します。
任用の期間	従業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります(再度の任用4回まで)。

7 受験申込手続

提出書類等	(1) 採用試験申込書(受験票含む) 1部 (2) 履歴書(JIS規格。写真貼付は不要) 1部 (3) 受験資格を証明する書類1部(受験資格の①については卒業した学科・課程の分かる卒業証明書又は履修済科目が記載された大学、短期大学の成績証明書及び卒業証明書等、②については在職証明書及び職務経歴書(②に該当する従事内容を詳しく記載したもの、様式任意)) (4) 返信用封筒1部(受験票返送先の住所・氏名を記載し84円切手を貼ること)
申込み先	鳥取県男女共同参画センター 〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5(倉吉未来中心1階) 電話(0858)23-3901
受験票の交付	受験票を返送しますので、採用試験日前日までに到着しないときは、上記申込先に問い合わせてください。

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【申込書及び受験票の記載方法】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。
- 3 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。携帯電話がある場合には、その番号も記入してください。
- 4 パソコン能力欄には、該当する項目を選んで○を記入してください。
- 5 試験結果通知宛先欄は、試験結果通知受取先（確実に到着する場所）の郵便番号、住所、氏名を正確に記入してください。

8 合格者の決定方法

作文試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

ただし、作文試験及び面接試験の得点を合計した得点が60点未満の場合には、合格者として決定しません。

9 合格者の発表

受験者全員に文書で合否を通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条の第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人であることが確認できるものを持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に84円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23cm×12cm）〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の可否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表の日から1ヵ月	鳥取県男女共同参画センター

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、受験票及び筆記用具（HB又はBの鉛筆等、消しゴム）を持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

【試験会場付近図】 倉吉未来中心1階 セミナールーム2（倉吉市駄経寺町212-5）

